

2-22-22

国王尚敬より福建布政使司あて、乾隆二年の慶賀船を探問するむねの咨（乾隆三《一七三八》、十一、八）

琉球国中山王尚（敬）、慶賀の船隻の未だ帰国するを見ざるを探問する事の為にす。

切査するに、乾隆二年、恭しく皇上の受籙膺図し、握機御極するを聞き、特に王舅向啓猷・正議大夫金震等を遣わし、虔しく表文・方物を齎し、皇上の登極を慶賀す。並びに都通事金振等を使わして皇上の勅書、欽賞の物件、及び京より回る貢使鄭国柱等を迎接せんとす。其の坐する所の原船一隻は、今年の夏至前後に例として応に還棹すべきも、秋を過ぎて冬に至るも未だ帰国するを見ず。但だ海上の往来、風濤不測なれば、誠に恐るらくは、閩地に遅滞するや、抑も或いは本国の遠島に収入するや、均しく未だ定むべからず。若し風不順なるに因り淹留して閩に在る有れば、伏して祈るらくは、貴司、皇上の遠人を優恤するの至意を仰体し、風汛を得るを俟ちて遣発して帰るを賜わらんことを。則ちただに航海の末員、感激するのみならず、挙国、永く鴻恩を戴かん。此れが為に理として合に由を備えて貴司に移咨すべし。請煩わくは察照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆三年（一七三八）十一月初八日

注*この金振らの船は乾隆三年八月に福建を出たあと八重山に漂到し、四年五月に帰国した。本文書に対する布政司の回答は（二三〇八）にある。

（一）淹留、滞在する。逗留する。

2-22-23

国王尚敬の、進貢のため都通事林永隆等に付した符文

（乾隆三《一七三八》、十一、八）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。査するに、乾隆三年は乃ち進貢の期に当たれば、特に耳目官向維豪・正議大夫蔡墉・都通事林永隆等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第三十三号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第三十四号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第三十二号の半印勘合符文を給し、都通事林永隆等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実如遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す、京に赴く

正使耳目官一員 向維豪 人伴一十二名

副使正議大夫一員 蔡壩 人伴一十二名

都通事一員 林永隆 人伴七名

在船都通事二員 梁珍 阮為標 人伴八名

在船使者四員 東景仁 益広業 麻世忠 毛洪勲 人伴一十六名

存留通事一員 阮大鼎 人伴六名

在船通事一員 金鑑 孫有執 馬利涉 毛廷憲 仲承烈 人伴四名

管船火長・直庫四名

右の符文は都通事林永隆等に付し、此れを准す

乾隆三年（一七三三）十一月初八日

注（一）三十二校訂本は「參拾參」だが、次の執照が三十三・三十四

号なので、符文は三十二号か。

（二）益広業 乾隆三年の在船使者。

（三）麻世忠 康熙二十七〜乾隆三十六年（一六八九〜一七七二）。首

里系麻氏十一世（西原家）。渡慶次親方真本。康熙五十八年の接貢の在船使者（脇筆者）、雍正二年の進貢の在船使者（大筆者）、乾隆三年の在船使者（才府）となる。二十七年に寺社奉行、三十年に勘定奉行などを務めた（『家譜（三）』六一九頁）。

（4）毛洪勲 天願里之子親雲上栄政。乾隆三年の在船使者（官舎）（『家譜（三）』六三二頁、麻世忠の譜）。

（5）阮大鼎 ？乾隆三十三年（一七六八）。久米村系阮氏五世（宜保家）。宜保親雲上（『家譜（二）』三一四頁、蔡功熙の譜）。

乾隆三年の存留通事。『宝案』では乾隆十四年に接貢の都通事（卷三二）、三十一年に進貢の正議大夫（卷五〇）として名がみえる。三十三年北京から戻る途中、山東德州で病故した（卷七四）。

（6）金鑑 康熙三十二〜乾隆十五年（一六九三〜一七五〇）。久米村系金氏十一世（松長家）。手登根里之子親雲上。康熙五十七年に進貢船の管船夥長（総管）となる。五十九年には読書習礼のために福建に赴く。乾隆三年に進貢船の在船通事、十一年に在船都通事となる（『家譜（二）』一一六頁）。

（7）孫有執 康熙四十五〜乾隆十五年（一七〇六〜一七五〇）。久米村系孫氏四世（大嶺家）。乾隆三年に管船夥長（総管）、乾隆七年に読書習礼のために福建に渡っている（『家譜（二）』四三七頁）。

（8）毛廷憲 乾隆三年の管船火長。『宝案』「督抄宝案記」では奥間秀才として名がみえる。

（9）仲承烈 乾隆三・五年の管船直庫。